

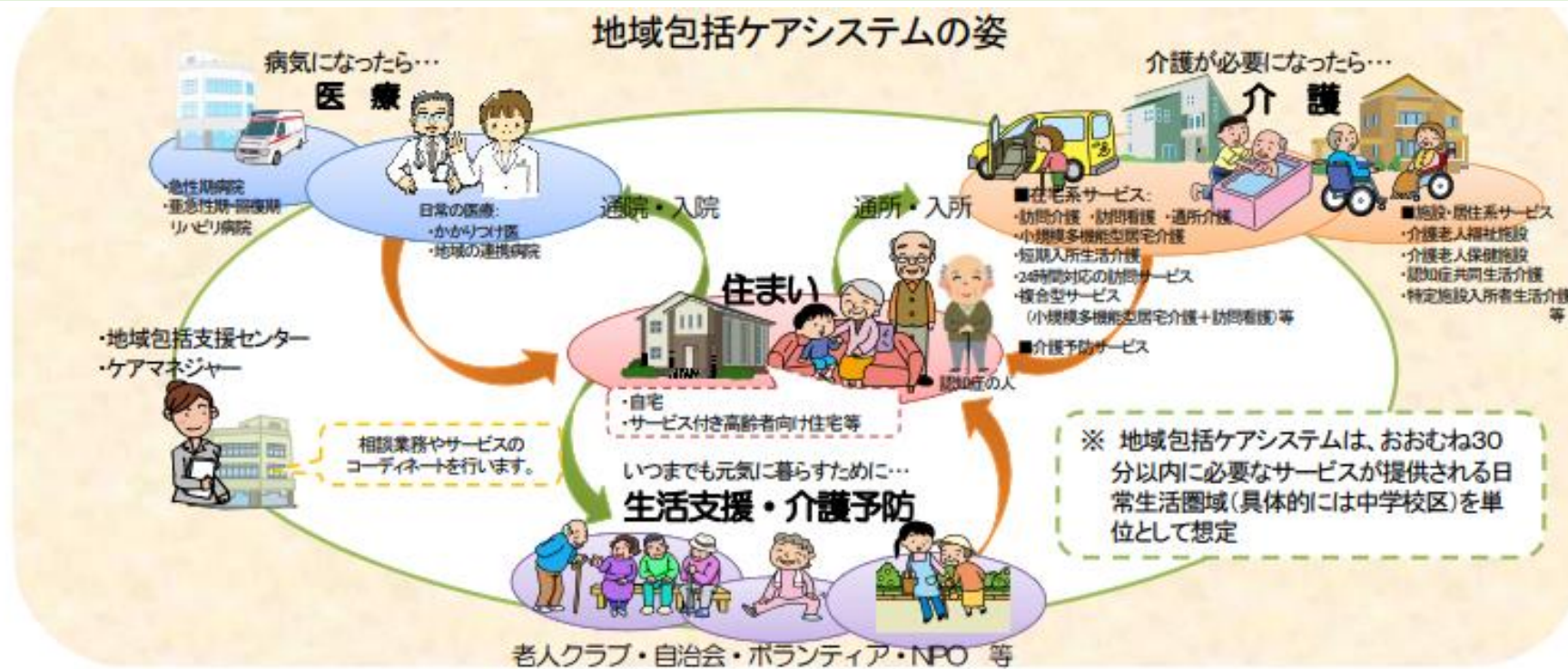
地域包括ケアを進める 上での課題について（事例）

都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議（みやこねっと）

令和6年9月26日

地域包括ケアを進めるうえでの課題

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を実現することとされています。



事例①

- ・70代男性。認知機能の低下あり。 本人の面倒を見ていた姉と同居していたが、突然姉が病に倒れ急死。
 - ・収入は年金のみ（生活保護受給には該当せず）
 - ・持ち家であるが、以前から近隣との付き合いはほとんどなく、親族を含め、本人が相談できる人はいなかった。
 - ・歩行も不安定で、長い距離が歩けず、移動スーパーを利用し何とか日々の買い物は行っていた。
 - ・移動スーパーの従業員が長らく本人が買い物に来ていないことに不信を抱き、包括支援センターに連絡があった。
 - ・包括支援センターの職員が自宅に訪問したところ、衰弱している様子であったため、救急車を呼んだ。その際緊急時の連絡先がわからず、家族との連絡が取れなかった。
 - ・検査の結果、入院加療の必要はなくそのまま自宅に戻ることとなった。
 - ・医療費等の支払いについて、本人が通帳の暗証番号を失念していたため、すぐに引き出すことはできなかった。
 - ・その後介護保険を申請し要介護と判定がおりた。
 - ・介護保険サービスによるヘルパーサービスを開始したが、本人は夜間に度々一人で出歩くようになり、警察で保護される機会が増え、ケアマネジャーの業務用携帯に、深夜にも身元引受けの連絡が頻回に入るようになった。
 - ・本人は住み慣れた自宅で暮らすことを希望しており、施設入所は望んでいない。
- またその後さらに認知機能の低下も認められたため、本人意思による施設入所の契約行為ができるかも不明である。

課題について

○医療や介護のサービスが必要であるが、孤立している要支援者へのアプローチをどうするか

- ・地域包括や区等への通報や相談
- ・地域の相談窓口である地域福祉コーディネーターの見守りや見守り相談室への通報や相談
- ・通報や相談につなげるための相談窓口の周知・啓発

○成年後見制度の周知・啓発について

- ・ 様々な状況から、金銭管理ができない場合に備える。

○地域での支援体制

- ・ 関係機関・地域で要支援者の困りごと等を把握し、共有することで連携して支援できる体制づくりを進める。

○容態急変時の備えについて

- ・ 救急車等で緊急搬送される場合に備えて、事前にお薬手帳等の準備について周知しておく。お薬手帳と「もしもの時に伝えるシート」を併せ持ち、医療機関等に提示できるよう啓発する。

○当事者の意思が尊重され、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける」ための準備・普及啓発

- ・ もしもの時に備えて、自分の伝えておきたいことを記録しておく「もしもの時に伝えたいこと（冊子）」や緊急連絡先や自分の思いを医療関係者や自分を支える人に伝える「もしもの時に伝えるシート」等の作成及び啓発
- ・ 任意後見制度の普及啓発、ACP（愛称：人生会議）の啓発など

(参考) 都島区地域包括支援センター運営協議会での意見等

令和6年2月21日開催の運営協議会において包括が課題と考える支援拒否者に対する対応等について委員、地域福祉コーディネーターの皆さんでグループ討議を行いました。

【意見】

- ・精神疾患がある方、介護を拒否される方への支援は、頻繁に通うと敵対視されるし、入れ代わり立ち代わり行くと拒否されるので、人を決めて長期にアプローチすることが重要。
- ・支援拒否の理由を支援者間で考えて、本当に何に困っているのか、何ができているのかの評価を行う。
- ・区のイベントがあれば案内しやすい。案内を理由にアプローチする機会になる。
- ・救急搬送が必要な方でも拒否する高齢者は自宅から離れたくない思いが強く、説得できるキーパーソンがいればいいが、そのような人物がない場合にどうしていくかが課題。
- ・高齢の親の変化に気が付かない家族が増えている状況で、どのような支援が周囲はできるのか。

【課題に向けた取り組み】

- ・各支援機関、地域の支援者と支援方針を共有し、連携しながら長期的な根気強いアプローチを行う。
- ・自己決定を尊重した支援の実施。
- ・支援成功体験を支援者間で共有できる場を持つ。
- ・区民向け講演会、イベント、相談窓口等の情報の周知を広報やホームページにて実施する。
- ・支援者向けの支援拒否ケースへのアプローチに対するスキルアップ研修会の開催の実施。

成年後見制度の説明

・法定後見制度…家庭裁判所により、本人の援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任。次の方を対象。

後見人…精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方

保佐人…精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な方

補助人…精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である方

・任意後見制度…本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度。

任意後見受任者は、契約を結んだ任意後見開始前の者。

・成年後見人は要件を満たしていれば死後事務を行うことができる

（１）個々の相続財産の保存に必要な行為

（２）弁済期が到来した債務の弁済

（３）その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為